

令和5年 中間市農業委員会総会（6月）議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日（月）10時00分開始～10時20分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター2階 第1会議室
3. 出席委員 5名
会長 柴田 功 2番 井上俊子 4番 日高誠司
5番 貞末 照 6番 花田正則
4. 推進委員 2名 丸山 政和 日高 靖
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 5名 宮崎事務局長 深川補佐 花田係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第 1号 農地法第5条の第1項第7号の規定による届出について（転用）
議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（利用権設定）
議案第15号 農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）
議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（所有権移転）

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は5名で委員定数の過半数が出席しております。よって、令和5年6月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしく願いいたします。まず報告事項を議題します。それでは報告第1号「農地法第5条の第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：はい、資料の1ページをお開きください。報告第1号「農地法第5条の第1項第7号の規定による届出について（転用）」です。こちらの届け出は、所有権と地目を変更する届出となります。3件の届出がなされておりますので説明いた

します。

1 件目、農地の所在中間市中鶴 4 丁目。面積 996 m²。譲渡人。住所遠賀郡水巻町二東 3 丁目。譲受人。中間市長津 3 丁目。転用目的露天資材置場。写真、位置図は、2 ページに載せております。

2 件目、農地の所在中間市大字上底井野字中ノ谷。面積 890 m²。同じく。面積 818 m²。合計 1,708 m²。譲渡人。住所中間市中央 1 丁目。譲受人。中間市岩瀬 1 丁目。転用目的一般個人住宅。写真、位置図は、3 ページに載せております。こちらは手前の農地はすでに転用が出されており、今回は奥側の農地の転用届出となります。

3 件目、農地の所在中間市中鶴 4 丁目。面積 976 m²。同じく。面積 16 m²。同じく。面積 14 m²。合計 1,006 m²。譲渡人。住所遠賀郡水巻町二東 3 丁目。譲受人。佐賀県唐津市西寺町。転用目的露店駐車場。写真、位置図は、4 ページに載せております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局からご説明がありましたけど、本件につきまして何かご質問、ご意見はありませんか。

ご意見がないようですので報告第 1 号を終わります。

次に議決事項を議題といたします。議案第 1 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」を議題といたします。それでは提案理由のご説明を求めます。

事務局：資料 6 ページをお開きください。議案第 1 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」です。利用権の設定を受けるものは、すべて農地中間管理機構として統一されておりますので、1 件目だけ説明しまして以下省略いたします。それでは説明いたします。

1 件目、農地の所在地中間市大字垣生字保毛田。面積 2,037 m²。大字上底井野字八反田。面積 1,967 m²。同じく。面積 1,739 m²。同じく面積 1,947 m²。合計 7,690 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。期間 9 年 10 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,500 円。

2 件目、農地の所在地中間市大字下大隈字洞ヶ。面積 1,195 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字下大隈。利用目的田。期間 5 年 10 ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

資料 7 ページをお開きください。

3 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字木屋瀬田。面積 755 m²。同じく字桶瀨。面積 817 m²。合計 1,572 m²。利用権を設定する者、住所遠賀郡遠賀町老良。

利用目的田。期間9年10ヶ月。10a当たり賃借料10,700円。

4件目、農地の所在地中間市大字下大隈字瀬戸。面積137㎡。同じく。面積1,559㎡。同じく。面積1,353㎡。合計3,049㎡。利用権を設定する者、住所鞍手郡鞍手町大字上木月。利用目的田。期間9年10ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。こちらの農地は、土地の所有者は死亡されており、相続権利者の同意を得て利用権を設定する者が相続人代表として申請されております。

5件目、農地の所在地中間市大字下大隈字瀬戸。面積810㎡。同じく字宮田。面積1,440㎡。大字上底井野字神手。面積1,170㎡。同じく。面積977㎡。合計4,397㎡。利用権を設定する者、住所鞍手郡鞍手町大字上木月。利用目的田。期間9年10ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。

資料8ページをお開きください。

6件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王。面積1,488㎡。同じく字城ノ下。面積542㎡。同じく。面積317㎡。同じく。面積337㎡。同じく。面積667㎡。同じく。面積315㎡。同じく。面積219㎡。合計3,885㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。期間9年10ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。こちらの農地は、先ほどと同様に土地の所有者は死亡されており、相続権利者の同意を得て利用権を設定する者が相続人代表として申請されております。

説明いたしました1件目から6件目の位置図については、9ページから13ページに載せております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決を取ります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案どおり承認されました。

これで議案第14号を終わります。

柴田議長：議案第15号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。次の議案第15号につきましては、A氏に関する議題となりますので一時退室をお願いいたします。それでは提案理由のご説明を求めます。

事務局：資料14ページをお開きください。

議案第15号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」

の説明をいたします。議案第14号で承認された農地の集積計画を担い手さんに配分する内容になります。では説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字保毛田。面積2,037㎡。大字上底井野字八反田。面積1,967㎡。同じく。面積1,739㎡。同じく。面積1,947㎡。合計7,690㎡。権利の設定を受ける者。住所中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年7月1日から令和15年4月30日。期間9年10ヶ月。10a当たり賃借料10,500円。支払方法口座振替。

2件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王。面積1,488㎡。同じく字城ノ下。面積542㎡。同じく。面積317㎡。同じく。面積337㎡。同じく。面積667㎡。同じく。面積315㎡。同じく。面積219㎡。合計3,885㎡。権利の設定を受ける者。住所中間市大字上底井野。利用目的田。存続期間令和5年7月1日から令和15年4月30日。期間9年10ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

15ページをお開きください。

3件目、農地の所在地中間市大字下大隈字洞ヶ。面積1,195㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字下大隈。利用目的田。存続期間令和5年7月1日から令和11年4月30日。期間5年10ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

4件目、農地の所在地中間市大字下大隈字瀬戸。面積137㎡。同じく。面積1,559㎡。同じく。面積1,353㎡。同じく。面積810㎡。同じく。面積1,440。大字上底井野字神手。面積1,170㎡。同じく。面積977㎡。権利の設定を受ける者。住所鞍手郡鞍手町大字上木月。利用目的田。存続期間令和5年7月1日から令和15年4月30日。期間9年10ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。支払方法口座振替。

5件目、農地の所在地中間市大字中底井野字木屋瀬田。面積755㎡。同じく字桶淵。面積817㎡。合計1,572㎡。権利の設定を受ける者、住所遠賀郡遠賀町老良。利用目的田。存続期間令和5年7月1日から令和15年4月30日。期間9年10ヶ月。10a当たり賃借料10,700円。支払方法口座振替。

説明しました位置図につきましては、17ページから21ページに載せております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決をとります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案とおり承認されました。

これで議案第15号を終わります

A氏は入室をお願いいたします。

議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

事務局：資料25ページをお開きください。

議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」説明をいたします。今回1件の申請がなされておりますので説明いたします。

農地の所在地中間市大字上底井野字西口。面積899㎡。所有権移転する者。住所中間市大字上底井野。所有権移転を受ける者公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田。売買価格449,500円移転時期令和5年6月26日。支払方法口座振替。支払期間令和5年6月26日。位置図につきましては、26ページに載せております。こちらについては仮換地の地番になっています。地図に載せているのが仮換地後の地図です。

柴田会長：仮換地とは換地処分の前に地権者用に割当てられることです。現状としては登記ができない状態ですが相続人がいますので売買が成立しています。

本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決をとります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成のため、原案とおり承認されました。

はい、ありがとうございます。

これで議案第15号を終わります。

続きまして「その他について」を議題といたします。事務局ありませんか。

事務局：農業委員会活動に対するお礼と全国農業新聞の継続販売のお願いについて

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、白橋委員、井上委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。

議事録署名委員

白 橋 宏

井 上 俊 子